

平成 28 年度 横浜市衛生研究所倫理審査委員会	
日 時	平成 29 年 2 月 1 日 (水) 15 時 00 分～16 時 30 分
場 所	横浜市衛生研究所 2 階研修・会議室
出席者	吉田委員長、伊東副委員長、満田委員、渡邊委員、白井委員、藤野委員
欠席者	なし
開催形態	公開 (傍聴者 なし)
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 所長あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 衛生研究所責任職紹介</p> <p>5 議事</p> <p>【会議の運営について】</p> <p>(1) 平成 29 年度以降の横浜市衛生研究所倫理審査委員会の開催時期等について</p> <p>(2) 横浜市衛生研究所倫理審査委員会の迅速審査について</p> <p>【審査議事】</p> <p>(3) 協会けんぽ神奈川支部加入者 (横浜市在住) データの分析</p> <p>(4) 横浜市国民健康保険加入者の特定健診等データの分析</p> <p>(5) 感染症発生動向調査事業に基づき提供された検体を用いた研究</p> <p>(6) 横浜市内で流行する human metapneumovirus の解析</p> <p>(7) 家庭内の不慮の事故に関する疫学的調査－高齢者を中心として－</p> <p>6 報告事項</p> <p>(1) ワクチン開発に向けたジカウイルスの解析</p>
決定事項 (議事)	<p>5 議事</p> <p>【会議の運営について】</p> <p>(1) 平成 29 年度以降の横浜市衛生研究所倫理審査委員会の開催時期等について</p> <p>⇒29 年度以降は、6 月～8 月の間で開催することで決定。</p> <p>⇒前年度以前から継続して行っている同一の調査研究については、原則として前年度以前の承認をもって、当該年度の承認を得たものとみなす。</p> <p>なお、継続して行っている調査研究についても、調査研究内容の大幅な変更等があった場合は、迅速審査を行うか若しくは直近の本委員会において審査をする。継続して行っている調査研究について、本委員会の審査を行うかどうかの判断は、横浜市衛生研究所長が行うものとする。</p> <p>(2) 横浜市衛生研究所倫理審査委員会の迅速審査について</p> <p>⇒要綱の制定について決定。(要綱は別紙のとおり。)</p> <p>⇒要綱の運用については、委員長が内容を確認した上で、審査する委員を指名するものとする。また、長期の出張等、委員長に連絡がとれない場合</p>

などのやむを得ない理由がある場合は、副委員長と事務局で調整の上、副委員長が審査をする委員を指名するものとする。

⇒指名にあたっては、内容を吟味し、専門分野の近い委員等を指名するものとする。

**【審査議事】**

- (3) 協会けんぽ神奈川支部加入者（横浜市在住）データの分析

⇒全会一致で承認。

- (4) 横浜市国民健康保険加入者の特定健診等データの分析

⇒全会一致で承認。

- (5) 感染症発生動向調査事業に基づき提供された検体を用いた研究

⇒継続審議

《内容》感染症発生動向調査に基づき提供された検体を用いた研究の重要性は認められるが、今後どのような基準にするか（どのような場合、倫理審査委員会で審議するかなど。）については、より一層の検討が必要。

例えば、チェックリストを作成するなど、一定のルールを検討することを要する。

（感染症発生動向調査に造詣の深い）満田委員と所管課で調整を図ることとし、次回以降の倫理審査委員会で審査することとする。

- (6) 横浜市内で流行する human metapneumovirus の解析

⇒全会一致で承認。

- (7) 家庭内の不慮の事故に関する疫学的調査－高齢者を中心として－横浜市国民健康保険加入者の特定健診等データの分析

⇒全会一致で承認。

- 6 報告事項（⇒報告事項として議題に挙げたが、事務局側の意向もあり、急ぎよ、内容を審議していただいた。）

- (1) ワクチン開発に向けたジカウイルスの解析

⇒条件付承認

《内容》ワクチン等の開発の際の検体提供者からのインフォームドコンセントについては、原則は書面での同意を取ることが望ましく、最大限の努力を払うべきである。

書面での同意を取ることが困難な場合などは、その経過（誰がいつ、どのような形で検体提供者に連絡をしたか、など。）を記録として残しておくこと。